平成２７年（フ）第８０３号
京都市伏見区桃山町丹後33番地168　カーサエリッツ203号
破産者　古川　正美
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７６号
京都市中京区西ノ京左馬寮町10番地２
破産者　岡本浩市郎
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０２号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地24―406
破産者　馬場　宏吉
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
広島県呉市音戸町坪井３丁目12番７号　サンセールＢ201
破産者　神田　英樹
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第５７号
山口県岩国市旭町３丁目２番42号　コーポサンシャイン３号室
破産者　梅木　徹也
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第７８号
愛媛県新居浜市中村松木２丁目７番60号
破産者　長野　正男
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１３号
福岡県八女市今福1046番地10
破産者　古川　　功
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１０４号
長崎県諫早市小長井町牧426番地２、申立時の住所長崎県諫早市小長井町井崎967番地４
破産者　川本　照子
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町52番１―214号
破産者　荷方　智江
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第４４０号
千葉市若葉区桜木北３丁目21番19号
破産者　春山　和男
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
大阪府泉佐野市中庄987番地の２
破産者　株式会社ヤマノ
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
千葉県市原市大厩895番地
破産者　小出　裕之
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９９号
千葉県市原市東国分寺台１丁目７番地２　南中ノ台ハイツＢ棟101号
破産者　宮崎　勇樹
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１９０号
大阪市西区京町堀１丁目14番27号
破産者　株式会社昭和塗料商会
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１号
東京都八王子市初沢町1227番地４高尾パークハイツＡ―1226号
破産者　木下　由雄
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９４号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目11番11号
破産者　株式会社アンダーフラワー・アパートメント
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４５号
静岡県駿東郡清水町伏見812番地
破産者　株式会社アルテクス
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
三重県鳥羽市屋内町７番５号
破産者　山下　浩子
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
岡山市東区東幸西415番地
破産者　仁科陸運株式会社
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部